

江差町高齢者等緊急通報システム設置事業実施要綱

平成28年3月30日

告示第40号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者及び在宅の身体障害者等（以下「高齢者等」という。）に対し、家庭用緊急通報機器（以下「機器」という。）を貸与し、緊急事態に迅速な対応ができる体制を整備することにより、高齢者等の日常生活上の安全確保と精神的な不安を解消し、もって高齢者等の総合的な保健福祉を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この事業の実施に伴う緊急通報システム（以下「システム」という。）とは、高齢者等に機器を貸与し、高齢者等が家庭内で急病や事故等のため、緊急に救護を必要とする場合、機器を用いて檜山広域行政組合江差消防署（以下「消防署」という。）に設置する緊急通報センターへ通報（24時間体制）し、速やかな救護を行なうシステムをいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、江差町とする。なお、業務を適切に運営ができると認められる場合には社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、江差町に居住する次に掲げる者とする。

- (1) 在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者であって、心臓疾患、高血圧等の慢性疾患のため、日常生活上注意を要する者
- (2) 在宅の身体障害者等であって、日常生活上注意を要する者

(申請及び決定)

第5条 この事業を利用しようとする者は、高齢者等緊急通報システム利用申請書（別記様式第1号）及び高齢者等緊急通報システム利用確約書（別記様式第2号）を町長に提出するものとする。

2 町長は前項の規定により申請があつた場合は、申請者の生活状況等を確認の上、利用の適否を決定し、高齢者等緊急通報システム利用決定（却下）通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。なお、その際には、必要に応じ、地域ケア会議等を活用するものとする。

(機器の貸与)

第6条 町長は、前条により決定した利用者に対し、次の機器を無償貸与するものとする。

- (1) 通報装置
 - (2) ワイヤレスペンダント（小型無線発信機）
 - (3) ガスセンサー
 - (4) 熱感知器
 - (5) 雷ガード
- （機器の管理）

第7条 利用者は、貸与された機器を維持管理するものとし、第三者に譲渡し、若しくは貸与し、交換の目的とし、または担保にしてはならない。また、貸与を受けた機器を損傷または亡失した場合は、直ちに町長に届け出なければならない。

（経費の負担及び徴収方法）

第8条 家庭用緊急通報機器の設置に係る経費は、次の各号に掲げる負担区分とする。

- (1) 設置に係る費用負担等は次のとおりとする。

設置に係る費用	設置に係る利用者負担額	摘要
設置に伴う契約書に定める額とし、町が負担	2,500円	通報装置一式

- (2) 設置に係る費用以外の経費については、利用者の負担とする。
- (3) 急病、災害時等緊急出動及び調査出動等によりやむを得ず住宅（家屋）の一部を毀損したときは、その経費は利用者の負担とする。
- (4) 緊急通報センター機の維持管理又は故障による点検及び修理に係る経費は江差消防署との協議の上、町が負担する。

2 利用者の費用負担額の徴収方法は、家庭用緊急通報機器設置後、町の指定する方法により納付するものとする。

（相談用電話機）

第9条 相談用電話機は、江差町社会福祉協議会事務局に設置する。

（変更の届出等）

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項に変更があつた場合は、速やかに高齢者等緊急通報システム届出事項変更届出書兼利用中止届出書（別記様式第4号）により町長に届け出るものとする。

- (1) 利用者の住所及び電話番号
- (2) 利用者のかかりつけの医療機関の名称及び主治医
- (3) 緊急時の連絡先の氏名、住所及び電話番号

(4) 第4条の規定に該当しなくなった場合

2 利用者は、事業の利用を中止しようとするときは、高齢者等緊急通報システム届出事項変更届出書兼利用中止届出書（別記様式第4号）により町長に届け出るものとする。

(利用の取消)

第11条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、高齢者等緊急通報システムの利用を取り消すことができる。

(1) 第4条の規定に該当しなくなったと認めたとき。

(2) 施設等に入所したとき（短期的なものを除く）。

(3) 前条第2項の規定による利用中止届出書を受理したとき。

2 町長は、前項の取消しをした場合、貸与した機器を返還させるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(江差町独居老人等緊急通報システム設置事業実施細目の廃止)

2 江差町独居老人等緊急通報システム設置事業実施細目（平成12年要綱第4-6号）は廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の江差町シルバーいきいき活動支援事業運営要綱（平成12年要綱第4-1号）及び江差町独居老人等緊急通報システム設置事業実施細目（平成12年要綱第4-6号）に基づきなされた利用申請及び決定等の行為については、この要綱の規定によりなされたものとみなす。